

# 「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」に対する パブリックコメント(意見募集)実施要項

松江市政策部地域政策課

## 1 趣旨

令和3年4月に施行された法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、鹿島町、島根町、美保関町が過疎地域に指定されました。過疎地域には、豊かな自然や文化等の地域資源がある一方、人口減少や少子化・高齢化といった全市共通の課題に加え、過疎地域特有の課題も多くあります。

令和3年4月に前期計画である「松江市過疎地域持続的発展計画(令和3年~7年度)」を策定し、過疎地域の脱却に向けた事業を実施し、持続可能な地域づくりに取り組んできましたが、令和7年度で計画期間が終了を迎えます。

この度、今後5年間の後期計画として「松江市過疎地域持続的発展計画(令和8年~12年度)」策定について、ご意見を伺うものです。

## 2 意見募集期間

令和7年11月17日(月)から令和7年12月16日(火)(必着)

## 3 意見募集に関する資料

- ・意見募集の実施要項
- ・「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」の概要
- ・「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」[本文]
- ・意見提出書

## 4 掲出・閲覧場所

- 「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。
- 市ホームページ
  - 市役所本庁舎3階(総務課内行政資料コーナー)
  - 各支所
  - 公民館(鹿島町、島根町、美保関町)

## 5 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。なお、これらの方によりがたい場合は、下に記載しているお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・しまね電子申請サービス
- ・郵送もしくは持参
- ・ファクシミリ
- ・電子メール

※宛先・送信先は下に記載

・意見を提出される際は、ご意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあっては、名称、所在地)をご記入ください。

・様式は問いません。参考に様式「意見提出書」を添付しています。

## 6 お寄せいただいた意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、本計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。  
その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表いたしません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

## 7 お問い合わせ先・ご意見の提出先

松江市政策部地域政策課(担当 柏木)

郵便番号 690-8540 松江市末次町 86

電話:0852-55-5058

ファクシミリ:0852-55-5535

電子メール:chiiki-s☆city.matsue.lg.jp

(スパムメール防止のため「@」を「☆」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。)